附則第三条の見出し中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表第一号中「百四万九千九百円」を「百四万二千三百円」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「五百十一万二千九百円」を「五百七万五千九百円」に、「三百三十三万五千三百円」を「三百三十一万千二百円」に、「二百三十一万三千四百円」を「二百二十九万六千七百円」に、「二十万千四百円」を「一万四千三百円」に、「一万四千二百円」を「六万四千八百円」に、「六万四千三百円」を「十三万六千七百円」に、「十三万五千七百円」を「百二十八万四千四百円」に、「七十七万二千八百円」を「七万四千六百円」に、「七万四千百円」を「二万二千四百円」に、「二万二千四百円」を「百八十万二百円」に、「百八十一万三千四百円」を「百六十九万五百円」に、「百六十七万八千三百円」を「〇・〇三九」に改め、同表第二号中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・〇三二」を「〇・〇三九」に改め、同表第二項及び第三項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改め、同条第四項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「率は〇・九九〇」を「率は〇・九九三」に、「〇・九七八」を「当該改定後の率（〇・九六八）」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・〇三二」を「〇・〇三九」に改め、同条第二項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「百分の十八・一」を「百分の十七・二」に、「〇・〇三二」を「〇・〇三九」に改める。

附則第八条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「〇・九九〇」を「〇・九九三」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表第一号中

「平成二十四年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一」を
平成二十四年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇〇一
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇〇一
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	一・〇〇一
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	一・〇〇一
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	一・〇〇一
平成三十一年四月から平成三十二年三月まで	一・〇〇一
平成三十二年四月から平成三十三年三月まで	一・〇〇一
平成三十三年四月から平成三十四年三月まで	一・〇〇一
平成三十四年四月から平成三十五年三月まで	一・〇〇一
平成三十五年四月から平成三十六年三月まで	一・〇〇一
平成三十六年四月から平成三十七年三月まで	一・〇〇一
平成三十七年四月から平成三十八年三月まで	一・〇〇一
平成三十八年四月から平成三十九年三月まで	一・〇〇一
平成三十九年四月から平成四十年三月まで	一・〇〇一
平成四十年四月から平成四十一年三月まで	一・〇〇一
平成四十一年四月から平成四十二年三月まで	一・〇〇一
平成四十二年四月から平成四十三年三月まで	一・〇〇一
平成四十三年四月から平成四十四年三月まで	一・〇〇一
平成四十四年四月から平成四十五年三月まで	一・〇〇一
平成四十五年四月から平成四十六年三月まで	一・〇〇一
平成四十六年四月から平成四十七年三月まで	一・〇〇一
平成四十七年四月から平成四十八年三月まで	一・〇〇一
平成四十八年四月から平成四十九年三月まで	一・〇〇一
平成四十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇〇一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇一
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇〇一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇〇一
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇〇一
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇一
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇〇一
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇〇一
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	一・〇〇一
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	一・〇〇一
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	一・〇〇一
平成三十一年四月から平成三十二年三月まで	一・〇〇一
平成三十二年四月から平成三十三年三月まで	一・〇〇一
平成三十三年四月から平成三十四年三月まで	一・〇〇一
平成三十四年四月から平成三十五年三月まで	一・〇〇一
平成三十五年四月から平成三十六年三月まで	一・〇〇一
平成三十六年四月から平成三十七年三月まで	一・〇〇一
平成三十七年四月から平成三十八年三月まで	一・〇〇一
平成三十八年四月から平成三十九年三月まで	一・〇〇一
平成三十九年四月から平成四十年三月まで	一・〇〇一
平成四十年四月から平成四十一年三月まで	一・〇〇一
平成四十一年四月から平成四十二年三月まで	一・〇〇一
平成四十二年四月から平成四十三年三月まで	一・〇〇一
平成四十三年四月から平成四十四年三月まで	一・〇〇一
平成四十四年四月から平成四十五年三月まで	一・〇〇一
平成四十五年四月から平成四十六年三月まで	一・〇〇一
平成四十六年四月から平成四十七年三月まで	一・〇〇一
平成四十七年四月から平成四十八年三月まで	一・〇〇一
平成四十八年四月から平成四十九年三月まで	一・〇〇一
平成四十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇〇一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇一
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇〇一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇〇一
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇〇一
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇一
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇〇一

を

月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
月から平成二十七年三月まで	〇・九九六」

に改め、同表第三号中「七十七万八千五百円」を「七十七万二千八百円」に改め、同条第二項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「五十八万三千九百円」を「五十七万九千七百円」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改め、同条第七項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「率は〇・九九三」に、「〇・九七八」を「当該改定後の率（〇・九六八）」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

（国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一七三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一四四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇七五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇二五
平成四年四月から平成五年三月まで	〇・九九六
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九七六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九六四

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二一四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一五五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三六